

議会の



6月定例会

議決された議案

議案第41号	令和4年度鶴田町水道事業決算認定について
議案第42号	令和4年度鶴田町下水道事業決算認定について
議案第43号	令和5年度鶴田町一般会計補正予算（第2号）案
議案第44号	令和5年度鶴田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案
議案第45号	令和5年度鶴田町水道事業会計補正予算（第1号）案
議案第46号	令和5年度鶴田町学校給食特別会計補正予算（第1号）案
議案第47号	鶴田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案
議案第48号	鶴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
議案第49号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて 専決第9号 令和5年度鶴田町一般会計補正予算（第1号）
議案第50号	つがる西北五広域連合の共同処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更について

概要 6月定例会

令和5年第2回鶴田町議会定例会が、6月2日から9日まで会期8日間で開かれました。今定例会では、議案10件について審議が行われ、原案どおり議決（認定2件、可決7件、承認1件）されました。また、水道、下水道の公営企業会計決算が認定されましたので、令和4年度の水道事業決算、下水道事業決算について、概要をご紹介します。



水道事業決算

収益的収入および支出	令和4年度	令和3年度
水道事業収益	331,123,464 円	308,288,430 円
水道事業費用	268,040,559 円	255,259,267 円
当年度純利益	57,179,597 円	43,910,296 円
当年度未処分利益剰余金	617,489,149 円	560,309,552 円
資本的収入および支出		
資本的収入	67,000,000 円	102,000,000 円
資本的支出	160,322,412 円	192,431,423 円
資本的収支不足額	93,322,412 円	90,431,423 円

※資本的収入額が資本的支出額に不足する額93,322,412円は、過年度分損益勘定留保資金27,136,088円、当年度分損益勘定留保資金60,283,016円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,903,308円で補填した。

下水道事業決算

収益的収入および支出	令和4年度	令和3年度
下水道事業収益	735,789,880 円	722,504,261 円
下水道事業費用	547,503,142 円	530,920,963 円
当年度純利益	187,836,618 円	190,540,164 円
当年度未処分利益剰余	485,579,979 円	297,743,361 円
資本的収入および支出		
資本的収入	73,607,000 円	79,913,489 円
資本的支出	453,786,196 円	455,627,428 円
資本的収支不足額	380,179,196 円	375,713,939 円

※資本的収入額が資本的支出額に不足する額380,179,196円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんした。

一般質問

6月定例会一般質問の 要旨をお知らせします

小関 優 議員

所属党派 政優会

① データを活用した施策について

以前、「人口減少対策や移住定住対策をやみくもに行っても、効果が薄く、費用や労力、時間の無駄になる。転入時や転出時に転入理由や転出理由のアンケートをとり、データ化し、データに基づいた効果的な施策を行う必要がある」と提案させていただきました。この提案に対し、その後、どのようになっているのかお知らせください。

② 町内にある団体等について

コロナ禍により活動が制限されていたため、活動が思うように行えず、弱体化した団体や解散した団体等があります。

この事実について、どのように考え、何か対策しようと思っ

答弁 町長

① データを活用した施策について

町では、国や県の長期ビジョンおよびこれまでの推計や分析、調査結果などを考慮し、当町が将来

今後は、アンケート項目を追加するなどし、人口減少対策、移住定住対策のためのデータを有効に活用できるよう努めてまいります。

② 町内にある団体等について

町内の各種任意団体の中には、会員数が減少し、活動が停滞するなど、弱体化が懸念される団体のほか、運営を維持することが困難となり、解散した団体もあるようです。その主な要因としては、新型コロナウイルス感染症拡大による部分も否定できませんが、その多くは会員の高齢化のほか、人口減少や地域とのつながりの希薄化に伴う新規加入会員の減少などにより、会員数が減少していることが考えられます。

町では、これまでも各団体の運営目的に応じた育成支援を行ってまいりましたが、今後は現状を踏まえた各団体の運営方針に基づいて、支援の在り方についても検討してまいりたいと考えております。

また、解散した団体の地域の中でも、活動を希望される方もおりますので、その活動の受皿となる団体や事業への支援についても併せて検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

(再質問)

第1点目のデータを活用した施策についてです。県の関係で転出時、転入時のアンケート等も取っているという話でしたが、どのよ

うな内容のアンケートを取っているのか、それが果たしてちゃんと施策に生かされるようなアンケート内容なのかをお知らせください。

2点目の町内にある団体等についてですが、一つの事例を挙げますと、例えば小学校の新1年生になるときに子ども会に入るために、以前は各町内に新1年生の名簿等を配付して加入促進を図っていたんですが、現在それは個人情報保護法を理由に配付されていないと伺っております。その辺はどうなっているのか、お知らせください。

答弁 企画観光課長

県の人口移動理由等調査についてですけれども、県と連携しまして、内容につきましては転入・転出、どちらについても調査を行っており、年齢、それから転出前、転出先の住所、こちらは県内の市町村またはほかの都道府県であればどちらの県であるかということでも質問させていただきました。転入・転出の理由につきましても、就職等々理由を聞いて、就職、転職、転勤については業種のほうも併せて内容を確認しているところでございます。

施策の内容につきましては、県と連携し、いろんな立案基礎資料として使っておりますので、これを基に各種事業展開のほうに生かしているという状況でございます。

1つ追加ですけれども、移住・定住についてもアンケートを行っておりまして、こちらについても、支援金が移住の後押しになりましたかというような具体的な内容も盛り込んでおり、そちらを施策のほうに生かしているという状況でございます。

答弁 教育次長

ご指摘のとおり、確かに学校からの名簿の提出は、個人情報保護法によりできなくなっております。以前、学校長と話した際に、それであれば教育委員会のほうから出せばどうですかという話でしたが、こちらも保護者に出してもよいか確認しながら、出していいというのであれば出せると思うんですが、出したいという保護者に関してはおっしゃるとおり出せないのかなということで、その提出方法について学校とも相談しながら、できるだけ地区の子ども会の役に



立つようにしていきたいと思っております。

〔再々質問〕

1点目のデータを活用した施策については、残念ながら今の回答を聞いていると、これからどういう施策を行うかについて考えるようなデータを従前から集めていなかったように聞こえました。やはりターゲット、どういう方々に来てほしい、町に住んでほしいのか、そういうものをちゃんと絞って施策を行わないと、先ほども話したとおり、予算と時間の無駄、施策もなかなか効果が上がらないという結果になります。

町長もDX活用（DX）：デジタル技術やデータを駆使して作業の一部にとどまらず社会や暮らし全体がより便利になるよう大胆に変革していく取り組み）してくださいという話をこの間の所信表明の中でも話しておりました。これからはDXをしつかり活用して、いろんな施策に役立てていく必要があると思います。そのためにいろいろデータをとり、デジタル化して施策に役立てていただきたいと思っております。

2点目の町内にある団体等についてです。小学校の新1年生の名簿については、今は前向きに検討しているというお話でしたが、残念ながらもう遅いですよね。すでにいくつもの子ども会が解散していますよね。行政では、どうしてもやらない方向にバイアスがかか

っているふうに感じます。今は教育委員会のほうで何とかしようと思われている姿が見られるのでいいんですが、それ多分最初からやっていたら、今こういう話にならないんです。学校で出せないってなつた段階で学校と子ども会と協議して、どうやれば出せるかって考えたら、例えば入学時にデータ出していいかアンケート取って、最初から行動していれば、今年も3年も投げなくても、もうやれていたはずですので、やっぱりその辺は考えていただきたい。

それについては子ども会だけじゃなくて、町内会も一緒に、町内会についてもデータは出せないのかというふうな話になっていきます。何かにつけて個人情報保護法を盾にデータを出さない方向に物事が動いていますが、個人の同意を得られれば出せるはずですので、これからの鶴田町の団体、自助・共助・公助を踏まえた行政運営をしていくに当たっては、どうやってそういうようなデータなりを出せるのか、住民と協働していけるのかをしっかりとその時点で考えて、判断していただければと思います。

答弁II企画観光課長

データを活用した部分については、町長の答弁にもありましたが、必要に応じてアンケート項目を追加するなどして、サンプルをたまってまいりますので、これをまた蓄積しながら、移住を検

討したい方の内容等確認しながら、施策の展開を図ってまいりたいというふうに思います。

答弁II教育次長

ご指摘のとおり、従前からやっていたらよかったですと思います。ご提案のとおり、入学時にアンケートを取るとか、そういうことをやって、どうにかして提出できるようにしていきたいと思えます。

答弁II町民生活課長

先ほど町内会への転入者の個人情報についてですが、本人の同意があれば情報提供できるのでないかというお話でしたけども、これは住民基本台帳法の関係で、県のほうにも確認いたしました。個人情報保護法では本人の同意があれば情報提供できるということは書かれているんですけども、関係する法律において情報の提供を制限している場合は、こちらの法律が優先されるという県からの回答があります。今の場合は住民基本台帳法において閲覧の制度はあるが、こちらからの情報提供はできるという項目はないという話でありましたので、先般「行政推進員との意見交換会」で、行政推進員の方々にその旨をご連絡させていただいております。

答弁II教育長

子ども会の登録については、子ども会の登録に当たると、まず単子子ども会のある町内で、その町内の子どもの活動や育成連絡協議会の活動の紹介、子ども会に参加することのよさなどを掲載

したチラシを配布したり、子ども会の登録の前に、その活動を何か1つ体験させるなどしてはどうかと考えています。教育委員会としては、現在子ども会がない町内が多いことから、子ども会育成連絡協議会との共催事業を行ったり、子どもたちが対象の社会教育関係の事業に協力していただいたりして、協議会と連携しながら、子ども会の目的の一つである子どもの健全育成に努めていきたいと思っております。

【有料広告】

集団予防接種によりB型肝炎ウイルスに持続感染された方へ 一人て悩まずに無料個別相談会をご利用ください

B型肝炎 給付金について

無料個別相談会

9/16 (土) つがる市生涯学習交流センター「松の館」研修室
 9/17 (日) 五所川原市民学習情報センター 視聴覚室
 9/23 (土) 弘前市民文化交流館 ヒロロスクエア 3階 多世代交流室C
 9/24 (日) ねぶたの家 W・ラッセ 2階 多目的室(1)

完全予約制 ☎ 0120-013-621
 (ご予約受付時間)
 平日 9:00~18:00
 個別相談なので、他の方と顔を合わせません。

対象者 昭和16年7月2日~昭和63年1月27日生まれ
 ※ご遺族の方も給付金請求できます。

給付金 50万円~3,600万円
 ※病態に応じて給付金等の内容が異なります。

弁護士費用 着手金・相談料 無料
 成功報酬制 ※訴訟実費別注

弁護士法人 弁護士 栗原 一「あいば こういち」東京弁護士会所属 登録番号35029
 プレシヤス総合法律会計事務所 東京都新宿区四谷4-3 福慶ビル6-A 【営業時間】平日 9:00~18:00
 ☎TEL 03-5363-6333 ☐E-mail: info@precious-law.jp
 ☎FAX 03-5363-6334 ☐https://precious-law.jp/

無料電話相談も 同時受付中！お気軽にお電話ください